

後援会規約

第 1 条（名称・所在地）

本会は、
後援会と称し、主たる事務所を
に置く。

第 2 条（目的）

本会は、
氏の政治活動を後援することにより、
政の発展と
民生活の向上を
図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第 3 条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のために必要な事業

第 4 条（会員）

本会は、第 2 条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第 5 条（役員）

本会に次の役員をおく。

- | | |
|-------|-----|
| 会長 | 1 名 |
| 副会長 | 2 名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 会計責任者 | 1 名 |
| 監事 | 2 名 |

第 6 条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は、総会において選出する。
- 2 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 7 条（会議）

- 1 会長は、毎年 1 回の通常総会その他必要に応じ、臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第 8 条（経費）

本会の経費は、会費（年額
円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第 9 条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年 1 回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第 10 条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第 11 条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和
年
月
日から実施する。

（注意）

これは、後援会の場合の見本であり、様式は必ずしもこれによる必要はありませんが、以下の事項は必ず定めてください。

- ①名称及び所在地に関する規定
- ②目的に関する規定（後援会の場合は、被後援者の氏名の明記、非後援団体の場合は、政治目的であることが明確に分かる内容）
- ③会計年度に関する規定
- ④規約の実施年月日に関する規定（附則）